

議案第74号

加西市新病院建設基金条例の制定について

加西市新病院建設基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

加西市長 高橋 晴彦

## 加西市新病院建設基金条例

(設置の目的)

第1条 市立加西病院の計画的な移転整備を促進するため、加西市新病院建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、設置の目的を達成するために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

市立加西病院の移転整備の財源として発行する地方債の償還経費について、その2分の1を一般会計から病院事業会計に繰り出すことになるが、病院事業会計への計画的な繰出金の支出及び一般会計の財政負担の平準化を図るため、償還に先立ち財源の確保を行い、当該繰出金に充てることを目的として加西市新病院建設基金を設置するもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料				令和7年12月議会
議案等 の件名	議案第74号	政策等 の区分	計画・事業	条例
	加西市新病院建設基金条例の制定について		その他	
<b>①【政策等を必要とする理由】</b> 市立加西病院の移転整備の財源として発行する地方債の償還経費について、その2分の1を一般会計から病院事業会計に繰り出すことになるが、病院事業会計への計画的な繰出金の支出及び一般会計の財政負担の平準化を図るため、償還に先立ち財源の確保を行い、当該繰出金に充てることを目的として加西市新病院建設基金を設置するもの。				
<b>②【検討した他の政策等の内容】</b>				
<b>③【他の自治体の類似する政策との比較】</b> 藤枝市立総合病院施設整備基金条例				
<b>④【総合計画における位置づけ】</b>				
基本方向	1	子育てを応援し、暮らしを愉しむ		
基本計画	4	くらしを支える福祉・医療の充実		
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)				
計画名称				
策定年度				
計画期間				
<b>⑤【関連する法令及び条例、規則】</b> 地方自治法第241条(基金設置) 加西市ふるさと寄附条例				
<b>⑥【政策実現に係る事業費及び財源】</b> (単位:千円)				
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入				
<b>⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】</b>				
新病院移転整備に係る起債の元利償還金総額:180億円(元金120億円、利息60億円) 建設事業債の償還費に充てる繰出金総額:90億円(償還費の2分の1=国の繰出基準) 地方交付税措置総額:45億円(繰出金の2分の1) ⇒ 一般会計の実質負担額:45億円				
<b>⑧【市民参加の状況】</b> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)				
<b>⑨【政策の効果予測】</b>				
・病院事業会計への計画的な繰出金の支出。 ・一般会計の財政負担の平準化。				
担当部局		担当課	添付資料の有無	
総務部		財政課	有 <input checked="" type="radio"/>	無 <input type="radio"/>